

一般電気事業供給約款料金算定規則事業者設定基準並びに燃料費調整制度における換算係数及び基準調整単価届出書

電契発 24 第 2 号

平成 24 年 5 月 11 日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準並びに燃料費調整制度における換算係数及び基準調整単価を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第 8 条第 3 項	送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
	送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第 1 2 条第 2 項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
第 1 2 条の 2 第 2 項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第 1 9 条第 3 項	低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第 2 1 条第 2 項	燃料費調整制度における換算係数
第 2 1 条第 4 項	燃料費調整制度における基準調整単価
第 6 条第 5 項	第 6 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 6 条第 4 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 6 条第 4 項第 5 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 9 条の 2 第 2 項	第 9 条第 1 項第 5 号に規定する値に代わるものとして設定した値

(別紙)

送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
[第8条第3項関係]

	配分基準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に整理。
雑給	送電・高圧配電関連固定費に整理。
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費及び火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は、送電・高圧配電関連固定費に整理。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費及びネットワーク給電費は、送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の割合が一对一となるように整理。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に整理。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
養成費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
諸費	送電・高圧配電関連固定費に整理。
地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に整理。
附带事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に整理。
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。

送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
 [第8条第3項関係]

	配分基準
給料手当（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
雑給（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
消耗品費（環境対策費を除く。）	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一对一となるように整理。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費及び環境対策費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一对一となるように整理。総原子力発電費、新エネルギー等発電費、低圧配電費及び非ネットワーク給電費は、送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が一对一となるように整理。
修繕費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
委託費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
養成費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
諸費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。

	配 分 基 準
他社購入電源費(過去の使用済燃料に係る費用及び太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理。
地帯間販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。
他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
[第12条第2項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送電・高圧配電関連可変費に整理。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非
関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
[第12条の2第2項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理。

低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
 [第19条第3項関係]

(料金の決定)

1. 契約種別

契約種別は、低圧需要について電気の使用形態、使用期間、計量方法等による原価の差異を考慮して、以下のとおり設定する。

需 要 種 別	契 約 種 別
低 圧 需 要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯， 公衆街路灯，低圧電力，臨時電力， 農事用電力

2. 料金制

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制又は需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

3. 料金率

料金率は、低圧需要の原価にもとづき、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、契約種別ごとの電力使用原単位、電力使用の昼夜間格差、使用期間等の電気の使用形態、計量方法等、供給原価を構成する要素を勘案し、各契約種別ごとの負担が公平となるように定める。

(1) 基本料金

基本料金は、原則として、1月を単位とし、需要の規模に応じ、使用する負荷設備、最大電流等を基準に定める。

なお、電力需要の基本料金については、需要の力率差による供給原価の適切な負担を反映する。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金については、使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金が異なる3段階料金制(てい増料金制)を適用する。

ア 第1段階の使用電力量に対する電力量料金については、イの料金より低廉なものとする。

イ 第2段階の使用電力量に対する電力量料金については、おおむね平均費用に基づくものとする。

ウ 第3段階の使用電力量に対する電力量料金については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

エ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、供給区域における平均使用電力量等を踏まえ、1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金については、需要電力のピークが夏季にあることから、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季の別にそれぞれ定める。

(別 紙)

燃料費調整制度における換算係数
[第21条第2項関係]

燃料費調整制度における換算係数	石 油	0. 1 9 8 9
	液化天然ガス	0. 4 4 2 5
	石 炭	0. 2 5 0 6

燃料費調整制度における基準調整単価
[第21条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
20Wまで	1 灯	1. 721
40Wまで	"	3. 442
60Wまで	"	5. 163
100Wまで	"	8. 605
100W超過100Wまでごとに	"	8. 605
小型機器		
50VAまで	1 機器	2. 570
100VAまで	"	5. 141
100VA超過100VAまでごとに	"	5. 141
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 069
100VAまで "	"	0. 139
100VA超過500VA まで100VAまでごとに "	"	0. 139
1kVAまで "	"	1. 387
1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに "	"	1. 387
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1. 457
ニ. 農事用電力 (旧供給約款附則7の適用を受けていた お客さま) 〔附 則〕		
1日につき		
0.5kW	1 契約	0. 364
1 kW	"	0. 729
2 kW	"	1. 457
3 kW	"	2. 186
3kW超過1kW増すごとに	"	0. 729
(2) 従量制供給	1 kWh	0. 222

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
 [第6条第5項関係]

1. 設定した基準

(1) 活動帰属基準

	配分基準
賃借料	
支店借地借家料	各部門支店床面積比
電力所借地借家料	各部門電力所床面積比
支社借地借家料	各部門支社床面積比
社宅借家料	各部門社宅入居人員数比
厚生施設借家料	直課された各部門人員数比
委託費	
本店清掃・警備委託費	各部門本店床面積比
電力所清掃・警備委託費	各部門電力所床面積比
支店所管建物清掃・警備委託費	各部門支店所管建物床面積比
本店所管社宅管理委託費	各部門本店所管社宅入居人員数比
電力所所管社宅管理委託費	各部門電力所所管社宅入居人員数比
支店所管社宅管理委託費	各部門支店所管社宅入居人員数比
資材管理委託費	各部門資材受払価額比
建設分担関連費振替額（貸方）	各部門投資額比
株式交付費	
株式交付費	各部門帳簿価額比
一般管理費等に帰属された株式交付費	各部門業務用建物床面積比
株式交付費償却	
株式交付費償却	各部門帳簿価額比
一般管理費等に帰属された株式交付費償却	各部門業務用建物床面積比
社債発行費	
社債発行費	各部門帳簿価額比
一般管理費等に帰属された社債発行費	各部門業務用建物床面積比
社債発行費償却	
社債発行費償却	各部門帳簿価額比
一般管理費等に帰属された社債発行費償却	各部門業務用建物床面積比
電気事業報酬	
営業資本から発生する電気事業報酬	各部門営業資本比
特定固定資産のうち業務設備相当から発生する電気事業報酬	各部門業務用建物床面積比

(2) 配賦基準

	配 分 基 準
修繕費	各部門修繕費比
賃借料	各部門賃借料比
委託費	各部門委託費比
固定資産税	各部門固定資産税比
減価償却費	各部門減価償却費比
固定資産除却費	各部門固定資産除却費比
株式交付費	各部門株式交付費比
株式交付費償却	各部門株式交付費償却比
社債発行費	各部門社債発行費比
社債発行費償却	各部門社債発行費償却比
電気事業報酬	
繰延償却資産から発生する電気事業報酬	各部門帳簿価額比
その他の電気事業報酬	各部門電気事業報酬比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記基準によることとした。

第6条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

(1) 活動帰属基準

	配 分 基 準
固定資産税	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
減価償却費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
固定資産除却費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
建設分担関連費振替額（貸方）	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
株式交付費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
株式交付費償却	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
社債発行費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
社債発行費償却	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
電気事業報酬	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比

(2) 配賦基準

	配 分 基 準
役員給与	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
給料手当	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
給料手当振替額（貸方）	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
退職給与金	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
厚生費	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
雑給	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
養成費	受電用変電及び配電用変電の箇所数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記基準によることとした。

(別 紙)

第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

活動帰属基準

	配 分 基 準
電気事業報酬	業務用建物床面積比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記基準によることとした。

(別 紙)

第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち需要家設備関連費用の配分については、第9条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

具体的には、配電設備のうち、架空電線路、地中電線路、電流制限器、計器に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記値によることとした。

(別 紙)

第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第2号ハに掲げる送電・高圧配電非関連可変費の配分については、第9条の2第4項第4号に定める割合の算定を、第9条第1項第5号に定める値によらず、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの水力発受電量、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの火力発受電量、総原子力発電費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの原子力発受電量及び新エネルギー等発電費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちのうちの新エネルギー等発受電量によるものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送電・高圧配電非関連可変費の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記値によることとした。